

# 吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める書面)

令和8年3月25日

株式会社イトーキ

## 事前開示書面

株式会社イトーキ（以下「存続会社」といいます。）を吸収合併存続会社とし、株式会社イトーキシェアードバリュー（以下「消滅会社」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に関し、ここに会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条並びに会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条の規定に従い、以下の事項を記載した書面を備え置きます。

### 1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 のとおりの吸収合併契約を、令和 8 年 1 月 26 日に締結いたしました。

### 2. 合併対価の相当性に関する事項

存続会社は、消滅会社の発行済株式の全部を保有しているため、存続会社は、本合併に際して消滅会社の株主に対し、一切の対価を交付しないことといたしました。

### 3. 合併対価について参考となるべき事項

該当する事項はありません。

### 4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当する事項はありません。

### 5. 計算書類等に関する事項

#### (1) 存続会社

##### ① 存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

##### ② 存続会社の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当する事項はありません。

#### (2) 消滅会社

##### ① 消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 のとおりです。

##### ② 消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当する事項はありません。

### 6. 本合併が効力を生ずる日以後における存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

存続会社及び消滅会社の現時点での財務状況を勘案し、存続会社は本合併の効力発生後もなお債務に対して十分な返済余力を有すると判断しております。また、本合併の効力発生日以後の存続会社の収益状況について、存続会社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。

したがって、本合併の効力発生日以後、存続会社の負担する債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

### 7. 事前開示書面備置開始日以降、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

該当事項が生じましたら、直ちに開示いたします。

以上

令和8年3月25日

存続会社：大阪市中央区淡路町一丁目6番11号  
株式会社イトーキ  
代表取締役 湊 宏 司



会社実印

消滅会社：東京都中央区入船一丁目8番2号住友入船2号館  
株式会社イトーキシェアードバリュー  
代表取締役 小野 寺 重 人



会社実印

- 別紙1 吸収合併契約書（写）
- 別紙2 存続会社の最終事業年度に係る計算書類等
- 別紙3 消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等



## 合 併 契 約 書

株式会社イトーキ（本店 大阪府中央区淡路町一丁目6番11号）（以下「甲」という。）と株式会社イトーキシェアードバリュー（本店 東京都中央区入船一丁目8番2号住友入船2号館）（以下「乙」という。）とは合併に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### （合併の方法）

第1条 甲及び乙は合併当事者として、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併する（以下「本合併」という。）。

### （商号及び本店）

第2条 甲及び乙の商号及び本店は、次のとおりである。

- (1) 甲：吸収合併存続会社  
商号：株式会社イトーキ  
本店：大阪府中央区淡路町一丁目6番11号
- (2) 乙：吸収合併消滅会社  
商号：株式会社イトーキシェアードバリュー  
本店：東京都中央区入船一丁目8番2号住友入船2号館

### （本合併に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

第3条 甲は、乙の完全親会社であるので、乙の株主に対して一切の本合併の対価を交付しない。

### （増加する資本金及び準備金の額等に関する事項）

第4条 前条により、本合併後の甲の資本金及び準備金の額等は増加しない。

### （合併の効力発生日）

第5条 本合併が効力を生じる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年10月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

### （合併契約承認決議）

第6条 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併手続きにより、また、乙は、会社法第784条第1項の規定に基づく略式合併手続きにより、株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行うものとし、甲及び乙は取締役会をそれぞれ開催し、本契約の承認及び合併に必要な事項に関する承認を求めるものとする。

### （会社財産の引継）

第7条 甲は、効力発生日において、乙の一切の資産、負債及び権利義務を承継する。

(会社財産の善管注意義務)

第8条 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議の上、これを行うものとする。

(従業員の処遇)

第9条 甲は、効力発生日をもって、原則として乙の従業員を甲の従業員として引継ぎ、引き続き雇用するものとする。なお、詳細については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(合併条件の変更、合併契約の解除)

第10条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の資産状況、経営状態に重要な変動を生じたときもしくは重大なデューデリジェンス上の誤りが発見されたときには、甲乙協議の上本合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第11条 本契約は、第6条に定める取締役会の承認を得ることができない、もしくは法令等に定められた本合併の実行に必要な関係官庁の許認可を得られない場合には、その効力を失うものとする。

(本契約規定以外の事項)

第12条 本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲乙協議のうえこれを決定する。

本契約の成立を証するため、契約書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲がこれを保有する。

2026年1月26日

(本店) 大阪府中央区淡路町一丁目6番11号

(甲) (商号) 株式会社イトーキ

代表取締役 湊 宏 司



(本店) 東京都中央区入船一丁目8番2号住友入船2号館

(乙) (商号) 株式会社イトーキシェアードバリュー

代表取締役 横井 義 孝



## 第23期 事業報告書

自、令和7年1月1日  
至、令和7年12月31日

東京都中央区入船1丁目8番2号  
株式会社イトーキシェアードバリュー  
代表取締役 横井 義孝

当社は、令和7年12月31日を以って、第23期を終了いたしました。  
ここに当期における事業の概要、ならびに決算に関するご報告を申し上げます。

### 1. 事業の概要

当期は受託開発ソフトウェア業界の新規プロジェクト発生等、期間限定のワークプレイスの構築需要増や、脱資産やイニシャルコスト低減の調達手法の認知度向上が寄与し、レンタル事業の新規受注、及び延長や空間のシェア事業「Suup」の新規構築拠点増加等によって、総売上高前年対比が107.9%、営業利益前年対比が119.8%となり、結果として総売上高365,497千円、営業利益額91,612千円と増収増益となりました。

売上高及び営業利益を各事業別に見ますと、レンタル事業は受託開発ソフトウェア業界の堅調な受注に支えられて増収増益、リユース事業は不用什器の二次流通プラットフォームサービスを実証実験事業に苦心した結果、減収減益となりました。

新規事業である空間のシェア事業のプラットフォームサービスである「Suup」は、新規構築拠点数が4件増加して増収増益となる一方、計画に対しては売上、利益とも計画に対して未達の結果となりました。

なお、全事業の一人あたりの営業利益額は18,322千円を確保し、高い労働生産性を維持しています。

計画比については、総売上高計画比104.4%、営業利益計画比83.3%となりました。

### 2. 当社の対処すべき課題

今後、循環型社会構築に寄与する一企業として、ライフサイクルアセスメント(LCA)を意識し、持続可能な商品・サービス及び付加価値の提供を、製造販売業界(親会社)とともに実現していくことが肝要と考えます。

その為にも、これまで取り組んだ社会の困りごと(脱資産、廃棄、コスト平準、遊休空間等々)に引き続き注視、集中するとともに、グループのみならず異業界との提携等やその相乗効果で、新たな「気づき」を生み出し、乗り越え続けていくことが課題と考えています。

### 3. 当期における主な設備投資

当期内での大きな設備投資は実施しませんでした。

### 4. 業績の推移

単位：千円

項目	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
売上高	390,623	315,680	290,610	338,790	365,497
経常利益	141,948	137,727	96,817	75,879	92,113
当期利益	83,025	90,041	64,895	37,739	32,153
1株あたりの利益	83,025円	90,041円	64,895円	37,379円	32,153円
総資産	580,930	636,117	619,867	803,488	664,378
純資産	406,877	455,408	475,284	479,983	500,817





# 損 益 計 算 書

自 2025年 1月 1日 至 2025年 12月 31日

(当期累計期間)

株式会社イトーキシェアードバリュー

(期首残高未確定) [決算仮締未実行]

(単位：円)

科 目	金 額	
<b>【売上高】</b>		
レンタル売上	333,570,953	
リース売上高	12,235,218	
マンスリー売上	5,176,399	
Suup売上	14,514,901	365,497,471
<b>【売上原価】</b>		
期首商品棚卸高	7,308,730	
レンタル仕入高	52,055,846	
リース仕入高	7,078,516	
マンスリー仕入高	4,826,361	
Suup仕入高	30,977,667	
レンタル減価償却費	30,235,624	
たな卸資産除却損	61,155	
期末商品棚卸高	9,104,405	
長期前払費用償却	62,079,970	
他勘定振替高	3,667,696	
営業権償却費	16,666,666	198,518,434
売上総利益		166,979,037
<b>【販売費及び一般管理費】</b>		75,364,848
営業利益		91,614,189
<b>【営業外収益】</b>		
受取利息	454,091	
雑収入	118,709	572,800
<b>【営業外費用】</b>		
支払利息及び割引料	73,815	73,815
経常利益		92,113,174
<b>【特別損失】</b>		
その他の特別損失	44,519,121	44,519,121
税引前当期純利益		47,594,053
法人税等		18,138,843
法人税等調整額		△2,017,904
過年度法人税等	△680,500	
当期純利益		32,153,614

# 販売費及び一般管理費明細書

自 2025年 1月 1日 至 2025年 12月 31日

(当期累計期間)

株式会社イトーキシェアードバリュー

(期首残高未確定) [決算仮締未実行]

(単位：円)

科 目	金 額	
給与手当	14,197,949	
雑 給	1,101,242	
賞 与	2,510,600	
法定福利費	3,122,220	
福利厚生費	627,193	
支払出向料	9,370,128	
通勤費	883,021	
消耗品費	119,433	
地代家賃	3,001,920	
保険料	930,867	
補修費	1,959,523	
支払報酬	3,695,901	
少額資産費	102,546	
備品費	19,771	
租税公課	1,435,600	
減価償却費	1,768,433	
賞与引当金繰入額	1,407,400	
旅費交通費	203,602	
通信費	669,535	
水道光熱費	81,368	
運送料	1,023,000	
交際費	193,623	
研修費	127,638	
車両費	141,060	
諸会費	131,000	
会議費	556	
賄費	50,349	
倉庫賃借料	17,881,246	
販売促進費	452,347	
海外渡航費	2,322,056	
印刷費	200,593	
雑 費	5,633,128	
販売費及び一般管理費合計		75,364,848

## 株主資本等変動計算書

商号 株式会社 イトーキシェアードバリュー

令和 7年 1月 1日から  
令和 7年12月31日まで

(単位：円)

株主資本			
1. 資本金			
	当期首残高		50,000,000
	当期変動額		0
	当期末残高		<u>50,000,000</u>
2. 利益剰余金			
(1) 利益準備金			
	当期首残高		12,500,000
	当期変動額		0
	当期末残高		<u>12,500,000</u>
(2) その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
	当期首残高		417,483,390
	当期変動額		
	剰余金の配当	-11,320,000	
	当期純利益	32,153,614	20,833,614
	当期末残高		<u>438,317,004</u>
その他利益剰余金合計			
	当期首残高		417,483,390
	当期変動額		
	剰余金の配当	-11,320,000	
	当期純利益	32,153,614	20,833,614
	当期末残高		<u>438,317,004</u>
株主資本合計			
	当期首残高		479,983,390
	当期変動額		
	剰余金の配当	-11,320,000	
	当期純利益	32,153,614	20,833,614
	当期末残高		<u>500,817,004</u>
評価・換算差額等			
	当期首残高		0
	当期変動額		0
	当期末残高		<u>0</u>
新株予約権			
	当期首残高		0
	当期変動額		0
	当期末残高		<u>0</u>
純資産の部合計			
	当期首残高		479,983,390
	当期変動額		
	剰余金の配当	-11,320,000	
	当期純利益	32,153,614	20,833,614
	当期末残高		<u>500,817,004</u>

## 個別注記表

令和 7年 1月 1日から

令和 7年12月31日まで

・重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

2. 税効果会計の適用

法人税、住民税及び事業税について税効果会計を適用しております。

・貸借対照表等に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

239,775,508円

・株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式総数

1,000株

2. 事業年度中の剰余金配当

当事業年度中の剰余金配当の総額は11,320,000円、配当の原資は利益剰余金、1株当たり配当額は11,320円です。これらの配当の基準日は令和6年12月31日、決議日は令和7年2月14日、効力発生日は令和7年2月14日です。

3. 事業年度末日後の剰余金配当

当事業年度の末日後に行う剰余金配当の総額は16,070,000円、配当の原資はその他利益剰余金16,070,000円、1株当たり配当額は16,070円です。これらの配当の基準日は令和7年12月31日、決議日は令和8年2月13日、効力発生日は令和8年2月13日です。

・一株当たり情報に関する注記

1. 一株当たり純資産額は、500,817.00円であります。

2. 一株当たり当期純利益は、32,153.61円であります。

以 上

# 監査報告書

2025年1月1日から2025年12月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、使用人及び親会社の関係会社管理部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2026年2月6日

株式会社イトーキシェアードバリュー

監査役 森田 英一

